

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	碍子洗浄・防災用ポンプ(B)常時加圧弁前ベント弁において、同弁付け根部に水のリークが認められたため、当該リーク箇所を点検補修。	G	
2	2号機	取水設備スクリーン装置点検時、レーキ付バースクリーン(C)及びトラベリングスクリーン(C)の各部に摩耗、腐食及び塗装の劣化が認められたため、当該部を補修。	G	
3	2号機	主復水器連続洗浄装置具・ボール分離装置(A)において、グラウンド水排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検清掃。	G	
4	3号機	サービス建屋換気空調系のタイマー点検時、動作不良(1個:動作しない)が認められたため、当該タイマーを交換。	G	
5	3号機	サービス建屋換気空調系のタイマー点検時、動作時間に管理値外れ(1個)が認められたため、当該タイマーを交換。	G	
6	3号機	プロセス計算機のメッセージプリンターにおいて、動作不良(故障メッセージ表示)が認められたため、当該プリンターを修理。	G	
7	4号機	残留熱除去機器冷却系(A)調圧タンク加圧弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
8	1.2号廃棄物処理設備	廃棄物処理補機冷却海水系ポンプ(C)用電動機点検時、反負荷側ファンカバーの取付部(足)に腐食(一部欠落)が認められたため、当該ファンカバーを修理。	G	